

令和5年2月28日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
議長 河野 美羽 様

人文学類クラス代表者会議
座長 河野美羽

人文学類クラス代表者会議に関する申合せの要請

令和5年度より試行される学生組織体制において、人文学類では令和5年度においては引継ぎ上の理由からクラス代表者会議議長及び副議長が全代会に出席することが困難であり、また令和6年度以降においてもクラス代表者会議議長が全代会に出席することがクラス代表者会議の運営上困難である。これを受けて、人文学類クラス代表者会議は以下を要請する。

1. 概要

- ①クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全代会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- ②代理した代議員は、全代会においてクラス代表者会議議長と同等とし、弊学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全代会における出席権理及び議決権利は失効される。
- ③クラス代表者会議副議長2名は当該会議の運営のみに従事し、全代会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議副議長の規定に準ずる。
- ④代理した代議員は、全代会においてクラス代表者会議副議長と同等とし、弊学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議副議長の全代会における出席権理及び議決権利は失効される。

2. 施行

- ・①② 令和5年度4月1日から施行する。
- ・③④ 令和5年度4月1日から令和5年度3月31日まで施行する。